

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

## 特設人権相談所の開設

人権擁護委員が、悩みや人権の相談に応じます。◆ 相談は無料で秘密は固く守られます ◆

1. 日時 6月6日(火)  
午前10時～午後3時

2. 場所 東通村役場4階会議室

行政区	委員名	連絡先
上田屋	成田 俊一	27-2963
尻労	坂本 昭義	47-2607
白糠	澤頭 進	46-2624
石持	笹竹 慶子	27-2889

● 問合わせ先 税務住民課 住民グループ電話 27-2111 (内162)

## 行政相談所開設のお知らせ

総務省の「行政相談」は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人及び認可法人の仕事、県、市町村の仕事で法定受諾事務に該当するもの・補助を受けて行なっているものやその手続きなどに関して、皆様の苦情や意見、要望を受けて行政運営の改善などを図っています。

今回、下記日程で行政相談所を開設いたします。相談方法は、口頭、電話、手紙のいずれでも結構です。ご相談は無料で親切にお聞きし、秘密は守られます。

☆ 日 時 6月14日(水)  
10:00～15:00まで  
場 所 尻労土地共有会館  
(電話 47-2150)  
相 談 員 五十嵐みさ子  
東通村大字尻労字尻労32番地  
(自宅電話 47-2725)

東通村の行政相談員として、五十嵐みさ子さん(尻労)が委嘱されています。毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがあつたとき最も身近な相談相手になるのが行政相談委員です。相談は無料で、秘密は厳守しますのでお気軽にご利用ください。

## ハローワークむつ出張相談 in 東通

【開催日程】 6月22日(木) 10:30～15:00 【開催場所】 東通村庁舎2階「会議室」  
～相談内容～

①就職に関する相談 ②求人情報の提供 ③職業訓練の情報など雇用情報の提供 ④その他

※雇用保険受給中の方は、求職活動として設定されますので、雇用保険受給資格者証をお持ちください。  
※雇用保険受給に関する諸手続きにつきましては、当出張相談では行いませんのでご了承願います。  
※天候や道路状況等により相談開始時間の遅れや、中止の場合がございますので、予めご了承願います。  
<問合わせ先> ハローワークむつ(むつ公共職業安定所) 職業紹介・学卒部門 ☎22-1331

## 障害者相談員のご紹介



弓 勝男(石持)  
連絡先 27-2302



畑中久枝(小田野沢)  
連絡先 48-2418



北川松男(小田野沢)  
連絡先 48-2201

村では「障害者相談員」として3名の方々に障害者相談業務の委嘱を行っています。

相談員は、地域において、障害のある方の相談に応じ、更生に必要な援助を行うとともに、障害のある方の地域活動の推進と福祉の増進に努めることを目的とします。